

# 特例許可要項

小笠原ホエールウォッチング協会

ホエールウォッチングが盛んになるにつれ、クジラを題材とした取材や調査も年々増加しています。こうした活動により、小笠原のホエールウォッチングが広く告知されるということで歓迎すべきことではありますが、彼らの自然な生活を脅かすことになっては、ホエールウォッチングの健全な発展は望めません。当協会では、従来より自主ルールを制定し、クジラとの共存を図っているところであり、取材や調査についても自主ルールの枠内でおこなっていただくことが原則ですが、例外として、下記の手続き、基準、および遵守事項を基に協議の上、特例許可を与えることといたします。

なお、この基準、遵守事項および自主ルール（別紙）は、あくまでも当協会の自主的なルールですが、その設定の主旨を理解の上ご協力願います。

## 記

### 手続き

1. 企画書の提出
2. 事務局にて協議
3. 許可証の発行

延長については延長許可願を提出し、下記許可基準4にしたがう。

### 許可基準

1. 学術・教育・記録を目的とし、クジラの生態を伝えるための取材・調査であること。
2. 自主ルールの枠を越えた取材・調査の必要性が明らかであること。
3. これまでに記録されたもの（映像・文献など）を利用することでは不十分で、新たな取材・調査が必要であること。
4. 一取材・調査の特例許可期間は10日間とする。ただし、その取材・調査方法に問題がなく、必要と判断される場合にはその期間を延長することができる。

### 許可にあたって

1. 特例許可中においても可能な限り自主ルールに従うこと。
2. クジラに対する接近の仕方については、特例といえどもクジラの自然な行動に影響がないように配慮すること。
3. 十分な安全管理をおこなった上で取材活動をおこなうこと。
4. 一般ウォッチャーの見ている前では原則として特例に相当する取材をおこなわないこと。
5. 成果公表の際には、可能な限り特例許可を受けたことを明示し、小笠原で無秩序に鯨類への接近をおこなっていないことを視聴者・読者に理解していただくよう努めること。
6. 特例取材中は必ず協会貸与の特例旗を掲げること。また、取材後は速やかに特例旗を返還すること。
7. 取材後、制作された企画物のサンプル（掲載誌、放映番組のコピーなど）を提供すること。
8. 取材中の事故に関しては、特例の如何に関わらず当協会に重大な過失がある場合を除いて当協会はその責を負いません。

以上